

契 約 書 (案)

件 名 令和2年度 磐南浄化センター次亜塩素酸ナトリウム購入 (1t当り)
単価契約

契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

契約金額 ¥ 決定後記載 円/t (税込)
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円)

契約保証金 免 除

納入場所 静岡県磐田市小中瀬956番地1 磐南浄化センター

上記について、日本下水道事業団 契約職 東海総合事務所長 棚橋 博行 を買主 (以下「甲」という。) とし、〇〇〇〇会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇 を売主 (以下「乙」という。) として、下記条項並びに仕様書等に従い本契約を締結する。

(総則)

第1条 この契約に定める条件に従い、乙は、別紙仕様書に基づき頭書の契約期間内に頭書の契約代金をもって、頭書の納入期限内に、頭書の納入場所において甲に引渡し、甲はその代金を支払うものとする。

(納 入)

第2条 乙は、契約期間中甲の発注のあるごとに、そのつど指定する期限までに納入するものとする。この場合、乙は直ちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡)

第3条 甲は、乙が物品を納入したときは、その日から10日以内に物品の検査を行わなければならない。

2 甲は、検査の結果合格と認めたときは、乙から物品の引渡しを受けるものとし、引渡し completed したときをもって所有権移転の時期とする。

3 乙は、物品が第一項の検査に合格しないときは、直ちに取替え又は補修をして甲の検査を受けなければならない。この場合において、取替え又は補修の完了を納入の完了と見なし前2項の規定を適用する。

(支 払)

第4条 乙は、前条による引渡しを完了したときは、請求書を提出しなければならない。甲は、乙から請求書を受領した日から起算して30日以内にその代金を支払わなければならない。

(保証)

第5条 乙は、物品の引渡し完了後12ヶ月は物品の性能、精度及び品質等を甲に保証するものとし、その期間内に瑕疵が発見された場合、それが明らかに製造上の欠陥によるものであると認められるときは、乙は無償で修理調整を行うか、又は交換するものとする。

2 甲は、前項により甲の指定した期日までに乙が瑕疵の修理をしないときは、乙の負担において第三者に修理させることができる。

(納入期日の延長)

第6条 乙は、第2条の期間内に物品を納入できないときは、あらかじめ甲に対し、事由を付して納入期日の延長を申し出ることができる。

2 甲は、前項の申請により正当な事由があると認めたときは、その延長を承認することができる。

(延滞金)

第7条 甲は、前条により納入期日の延長を認めた場合でも、その延期の原因が乙の責任であるときは、契約金に対して延長日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額を延滞金として徴収することができる。

2 甲の責に帰する事由により第4条の規定する代価の支払いが遅れた場合には、乙は甲に、契約金に対して延長日数に応じ、年2.7%の割合で計算した額を延滞金として請求することができる。

(契約の解除)

第8条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲が契約を解除したときは、契約金額の10分の1を違約金として、甲が指定する期限までに納付しなければならない。

(その他)

第9条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛知県名古屋市東区徳川1丁目15番30号
日本下水道事業団
契約職 東海総合事務所長 棚橋 博行

乙